「きらめく地域づくり支援事業補助金」募集のお知らせ

村では、3つの視点（地域活力、環境保全、地域活動継承）に取り組む団体を応援するため、「きらめく地域づくり支援事業補助金」を創設しました。

この補助金は、村民が自ら考え実践する地域づくりを積極的に推進するため、地域の発展に資する地域活性化事業などに対し、審査会を経て、村の認定した村の団体などに補助を行う制度です。

次の募集要領に沿って申請してください。

■補助対象者

村民で組織する、行政区、NPO法人、任意団体（次の要件を満たすもの）

①村内に事務所を設置していること。
②団体の定款、規約などを有すること。
③補助対象となる事業を着実に実施できる事務および組織体制があること。
④団体の構成員に村税などの未納がないこと。
⑤宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
⑥特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
⑦暴力団または暴力団員の統制の下にある団体ではなく、かつ、申請団体の構成員に暴力団または暴力団員との関係を有する者がいないこと。

■補助対象経費とならないもの

①申請団体維持管理などの経常的な経費
②飲食に要する経費
③出資、出損、貸付に要する経費
④土地の取得、賃借、補償に要する経費
⑤法人格を有しない団体で、登記もしくは登録などを必要とする施設整備または備品の取得に要する経費
⑥備品などの取得する場合の登記、登録、保険などの諸経費
⑦事業の主要な部分を他に委託する経費
⑧申請団体会員への金銭的給付に要する経費

■適用

【地域活力推進事業・環境保全推進事業】

・3年を限度
・「村頑張る地域支援補助金」申請実施団体であり、事業内容が継続的内容である場合2年目または3年目として適用。

【地域活動継承事業】

・「村頑張る地域支援補助金」申請実施団体であり、事業内容が継続的内容である場合。
・「村きらめく地域づくり支援事業」において、地域活力推進事業、または環境保全推進事業実施済団体が活動を継続する場合。

本補助金制度の説明会を開催します。申請を予定している団体は、8月9日（水）までにご連絡ください（会場の都合上、一団体3人まで）。

■日時　8月10日（木）午前10時
■場所　役場　大会議室

区分	申請内容	補助率および補助金上限額
地域活力推進事業	①地域課題および社会的課題の解決が図られる事業 ②地域交流を促進するため創意工夫が認められる事業 ③先駆的および独創的な工夫およびアイデアが認められる事業 ④村民の満足度が高まり、具体的な成果および効果が期待できる事業 ⑤南阿蘇村を核とし、広域的な活性化を目的として実施する事業	• 初年度 補助対象経費の9割以内で、上限100万円 • 2年目 補助対象経費の8割以内で、上限90万円 • 3年目 補助対象経費の7割以内で、上限80万円 ※いずれも千円以下切り捨て
環境保全推進事業	①地下水保全、景観保全、エネルギー再生活動など南阿蘇村の自然の魅力を発信する活動で具体的な成果および効果が期待できる事業 ②環境保全活動に際し先駆的および独創的な工夫およびアイデアが認められる事業	• 補助対象経費の9割以内で、上限100万円 ※千円以下切り捨て
地域活動継承事業	①歴史、文化、自然など地域資源の活用を目的として実施する継承的事業 ②地域活動貢献に資する継承的事業 ③地域の暮らし向上に資する事業 ④南阿蘇村頑張る地域支援補助金申請実施団体であり、事業内容が継続的であると判断する事業	• 補助対象経費の7割以内で、上限50万円 ※千円以下切り捨て

平成29年4月1日以降の取り組みについて適用。事業申請団体に対し審査会を実施。

〈問い合わせ・申し込み〉
役場 企画観光課企画係 TEL（67）2230